

障がい・難病のある方へ

各種サービスをご利用ください

精神障がい者福祉サービス

自立支援医療 (精神通院) 制度

▼有効期間

1年

▼自己負担額

医療費の1割

※世帯の課税状況に応じ、1か月当たりの負担額に上限を設定（世帯とは住民票上ではなく、個々に加入する医療保険単位）

▼必要書類

①自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書

②診断書（自立支援医療・精神通院医療公費負担用）

③世帯の課税状況が確認できるもの（課税証明書等）

④健康保険証（世帯全員分）

精神障がい者 保健福祉手帳

▼等級

1～3級（1～2級は、障害基礎年金の1～2級と同程度）

▼有効期間

2年

▼優遇措置

・所得税・市民税の障がい者控除適用

▼必要書類

▽医師の診断書を提出する場合

①交付申請書

②精神障がい者保健福祉手帳用の診断書（初診日から6か月経過した日以降のもの）

▽精神障がいを理由に年金を受けている場合

①交付申請書

②年金証書（または直近の年金振込通知書）の写し

③照会同意書

●自立支援医療（精神通院）制度と精神障がい者保健福祉手帳のいずれも、新規申請時は県が認定した日から有効（有効期限の3か月前から継続申請可）

国際交流員 ヨークさんの

ヨークさんの



チョコレートアレルギー

MORIYA 滞在記

皆さんがご存じのとおり、私はチョコレートが大好きです。今までチョコを食べなかった日は一日足りともなかったと思います。友人は私の食べるチョコの量にいつも驚いていました。「そんなにチョコを食べると、いつか病気になるよ」とよく注意されたものです。正直、そんなことはないだろうと思っていました。しかし、2か月前のある晩、急にひどい発疹が出て、かゆくなったのです。翌日医者に診てもらったのですが、病因は分かりませんでした。その後もたびたび発疹が出ていて、ある日気づいたのです。チョコレートを食べた後に、発疹が出て

いるではないか、と。それを医者に伝えると、「チョコレートアレルギー」と診断されました。

私がそれまで食べていたチョコの量は関係ないようですが、急にチョコアレルギーになる可能性は誰にでもあるそうです。その診断を受けてからの私の日常生活は、大分変わりました。大好きなチョコレートが食べられなくなってしまったので、毎日悲しい気持ちになります。最近はカウンセラーの相談も定期的に受けるようになりました。

信じられない話でしょ？信じてしまいましたか？もし信じてしまったなら：「アプリルアプリル」(笑)

今回、ここまで私が書いた内容は、全てうそです。だましてしまつてごめんなさい。ちょっと遅いエイプリルフルの冗談でした。私はカウンセラーにも通っていませんし、相変わらず毎日チョコレートを食べています。ココアのような「チョコに入っている材料のアレルギー」はありますが、いわゆるチョコアレルギー

ギーは存在しないです。でも、私のようにチョコをたくさん食べているお子さんにお困りでしたら、この話をしてみると良いかもしれませんね(笑)。

ドイツでは4月1日がエイプリルフルです。その日に会う人はお互いにうそをついてみるのです。相手が信じたら、うそをついた人が「アプリルアプリル! (4月4月!)」と信じた人に向かつて言います。人を担ぐ(送り出す)という習慣です。

では、エイプリルフルはいつかからあるのでしょうか。調べてみると、多くの説がありましたが、解明されていないようです。ただ、誰かを「4月に送り出す」という表現は、ドイツでは1618年に記されたものが残っています。

今年はもう過ぎてしまいました。来年の4月1日に友人や家族に対してエイプリルフルの冗談を試してみたいかがでしうか。ただし、相手も後で笑えるような程度の冗談にしてくださいね。